

2020年4月9日

各位

株式会社八十二銀行

「新型コロナウイルス対策緊急特別ファンド」の取扱開始について

八十二銀行（頭取 湯本 昭一）は、新型コロナウイルスの感染拡大により、自社の経営に影響を受けている中小・小規模事業者さまの緊急な資金ニーズに迅速にお応えするため「新型コロナウイルス対策緊急特別ファンド」の取扱いを開始します。

本商品は、審査等に係る当行内の事務を極力省力化し、最短の場合はお申込み当日にお借入れいただけます。

以下に概要をお知らせいたします。

【特別ファンドの概要】

取扱期間	2020年4月10日（金）～ 2020年9月30日（水）実行分まで
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により、自社の経営に大きな影響を受けている または、受けるおそれのある法人・個人事業主さま ※ 当行所定の条件を満たす方
資金使途	事業資金（運転資金）
融資限度額	1 融資先 5 百万円以内 ※ 既存資金のお借換えはできません
融資期間	7 年以内（据置期間 2 年以内）
融資利率	・ 融資期間1年以内 : 固定金利 0.5% ・ 融資期間1年超7年以内 : 変動金利 1.0%
返済方法	・ 元金均等返済 ・ 期日一括返済（融資期間1年まで可）
担保・保証	原則不要

2020年4月9日 現在

【留意事項】

- ※ お申込みに際しては、当行所定の審査がございます
- ※ 当行に既存のお借入があるお客さまは、本商品を含めたお借入残高が 50 百万円未満となる金額が本商品の融資限度額となります
- ※ 既存根担保・根保証のご契約があるお客さまは、本商品にもその効力が及びます
- ※ 上記条件に合致しない場合も、利用限度額・融資期間・融資利率等個別にご相談を承ります

以上